

## 平成 30 年度地域協議会 会議要旨

- 日 時：平成 30 年 5 月 29 日（火）午後 3 時 15 分～4 時 20 分
- 会 場：大田区社会福祉センター 6 階会議室
- 事務局：社会福祉法人大田区社会福祉協議会
- オブザーバー：大田区

### 1. はじめに 地域協議会について

- 事務局：
- ・ 本協議会は、大田区と大田社協が「地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画の作成支援にあたり、その事業内容や区域でのニーズについて関係者の意見を聴く場として、また地域における公益的な取り組みを進めていくうえで、地域課題を理解し関係者とのネットワークづくりを推進する場」として開催するもの。
  - ・ 本協議会は、原則として、大田区地域福祉活動計画推進委員会委員により構成する。
  - ・ 本協議会は社会福祉法の改正により整備した。社会福祉法人が保有する財産については、その事業継続に必要な財産を控除した上で、再投下が可能な財産である社会福祉充実残額を算定する。充実残額が生じた法人は、社会福祉充実計画を作成し、中でも支援が必要な方に対して無料または低額で福祉サービスを提供する地域公益事業に取り組む場合は、その事業内容が地域のニーズを踏まえているものかを地域協議会において意見を聞くことを必要としている。
  - ・ 地域公益事業の実施希望がない場合でも、地域における公益的な取り組みを進めていくうえで、地域課題を理解し、関係者のネットワークを推進することが有用であり開催が望ましいとの判断から、本日は地域公益事業の取り組み希望の法人はないが、開催することとなった。

### 2. 次期「大田区地域福祉計画」における地域公益的な取り組みについて

- 大田区：
- ・ 現在、国は「地域共生社会の実現」に向けて、住民相互の支えあい暮らしに安心感を与え、生きがいとなる「我が事」や、個人や世帯の課題を包括的に支援する「丸ごと」という考えに基づいて改革を進めている。
  - ・ 「我が事丸ごと」は住民が主体的に地域課題を把握し解決につなげていくものであり、地域力を生かして地域福祉を推進していく大田区の方向性に通じる。
  - ・ 次期計画は現行計画の理念を踏襲しつつ、現行計画策定後の社会情勢等の変化の動向も踏まえ地域共生社会の実現に向けた取り組みを中心に策定を進めていく。

#### 【1 基本理念】

- ・ 「ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち」

#### 【2 計画期間】

- ・ 平成 31 年度からの 5 年間

#### 【3 計画の位置付けと視点】

- ・ 高齢者施策プラン・障がい施策推進プラン・子どもの生活応援プラン・健康プラン等、福祉に関連する各個別計画を概括する基本計画。
- ・ 「地域力」、「切れ目のない支援」、「予防的取組」

- ・ 区の地域福祉計画は理念計画で社会福祉協議会の地域福祉活動計画（リボン計画）はそのアクションプラン。

#### 【4 地域・圏域の考え方】

- ・ 日常生活圏域は顔の見える関係になり得る身近な圏域。住民同士の支え合いや地域力による気づき、見守りから地域生活課題に対応する仕組み。
- ・ 基本圏域は大森、調布、蒲田、糀谷・羽田の地区割。
- ・ 区全域は全区的なサービス展開をするとともに日常生活圏域及び基本圏域で展開された取組を普遍化し施策化していく位置づけ。

#### 【5 基本目標・施策目標】

- ・ 地域づくり、人づくり、基盤づくりを軸として、新たに生活困窮自立支援施策、子どもの貧困対策、成年後見利用促進計画等を盛り込む。
- ・ 地域包括ケアシステムの深化への対応
- ・ 庁内連携による施策目標の検討

#### 【6 策定体制とスケジュール】

- ・ 推進会議は学識経験者をはじめ地域の活動団体、また当事者団体の代表、公募委員で構成される会議体。今年度4回の開催を予定。
- ・ 5月31日第1回は骨子案を検討、9月21日第2回で施策体系、11月16日第3回で素案を検討。区民説明会及びパブリックコメントを実施する予定で平成31年2月上旬に最終案策定の予定。

### 3. 協議事項

#### 大田区における地域公益的な取り組みについて

- 大田区：
- ・ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえて、地域公益的取組を実施する責務規定が設けられた。
  - ・ 区では地域共生社会の実現を目指して包括的支援を進めている。法人についても、これまで培ってきた専門性やネットワークを活かしながら積極的に貢献していくことを期待している。

#### 〔事例1〕社会福祉法人響会「ひびき ほっとサロン」

- 法人：
- ・ 「ひびきほっとサロン」は高齢者の方にターゲットを絞って、体操、食事、口腔衛生、介護予防等の活動している。
  - ・ 平成28年11月より開始し、これまでの総計8回の参加者は216名、1回あたりの参加者数は27名。プログラム前半は講義や体操1時間、後半は食事1時間。講師は講義内容に応じて専門職を選定し多岐に渡る。
  - ・ 利用者へのアンケート結果では、よかったという回答が90%超。体操が良かった、食事が美味しかった、また、顔なじみと久しぶりに会い懐かしかったとの回答もあり、開催する意味があると感じている。

#### 〔事例2〕社会福祉法人大洋社「若者支援 JOY」

- 法人：
- ・ 当初は対象年齢を15才から35才を想定したが、現在は希望者の年齢に合わせ13才から39才の方が参加。DV・虐待の被害を受けている方が圧倒的に多く、発達障害等の方もいる。いじめや学習の遅れにより居場所をなくしている方も多い印象。
  - ・ 月に2回のトワイライトプログラム、月に1回のイベントプログラム。勉強会や調理実習、ヨガやハンドベル、SST（ソーシャルスキルトレーニング）という人と関わるために欠かせないスキルを身につける訓練や、お仕事見学等の生活支援をベースにした活動を通じて、困った時に相談で

きること、働くことができることを身に着けることを目標としている。

- ・ 最初は陰のある言葉を浴びせる方が多いが、会話を通して徐々にやさしい言葉が言えるようになる。自分の悩みを言えるようになっていく中で、次の自分の将来を見つけることができる方たちが少しずつ出てきている。
- ・ 人生は何度でもやり直せるということ、孤立しないようにしながら働くことへ結びつけることが、大田区全体に広がっていったらいいと思う。

- 委員 : ・ 私はNPO法人を立ち上げ、地域の女性方の協力で高齢者へ週3回の配食サービスを行っている。小学5年生の配食体験から興味を持った地域の子どもたちが、10名程で配達の協力をしている。
- 委員 : ・ お話をうかがい、私たちの活動もなにか発展させられるといいなと思った。

- 委員 : ・ 「JOY」、「ママれいんぼう」、「れいんぼう」の開始時期は。
- 法人 : ・ 「れいんぼう大森」は平成27年9月から。「JOY」と「ママれいんぼう」が平成28年4月から始まり3年目。

#### 4. 報告事項

##### (1) 平成29年度の社会福祉充実計画について

- 大田区 : ・ 昨年度、3法人が社会福祉充実計画を提出し承認した。
- 【社会福祉法人蒲田保育園】
- ・ 施設建替事業として2園を建て替える計画。
- 【社会福祉法人白陽会】
- ・ 施設設備整備事業として除菌消臭加湿装置の新設、職員処遇改善として平成29年度8月より月額5千円増額。
- 【社会福祉法人島田福祉会】
- ・ 園舎の建て替え計画。

##### (2) 大田区社会福祉法人経営力強化事業について

- 大田区 : ・ 経営力強化支援補助事業は対象法人が受ける研修やコンサルティング、法人ホームページ作成等に10万円を上限として、総事業費の1/2を補助。
- ・ 小規模法人を対象とし、直近の決算におけるサービス活動収益400,000千円未満が要件。
  - ・ 平成30年度、31年度の2年間の時限措置の予定。